



非対面海外仕向送金サービス概要説明書

2021年7月20日現在

1. サービス概要	当行モバイルアプリ上で、あらかじめ決定した送金限度額の範囲での韓国宛て生活費送金を行えるサービスです。												
2. ご利用いただける方	以下の条件を全て満たす日本国内に居住する個人のお客さま ① SBJダイレクトを契約中のお客さま ② 開設後3カ月以上経過した普通預金口座をお持ちのお客さま ③ 年収確認書類をご提出いただけるお客さま ④ 当行が本サービスの利用を承諾したお客さま ※ 在留資格が、「短期滞在」、「留学」、「特定活動」の場合はお申込みいただけません。												
3. お申込方法	SBJ銀行モバイルアプリからのお申込												
4. 送金目的	ご本人・配偶者・ご両親・ご兄弟姉妹・お子さま・ご親族への生活費に限ります。												
5. 送金限度額	年収の60%または1,200万円のいずれか低い金額が非対面海外仕向送金の年間（毎年4月～翌年3月迄）送金限度額となります。 原則1回あたり / 1日あたり / 1ヶ月あたり100万円未満、1年あたり1,200万円未満 ※ 営業店にてお取り扱いした生活費の送金額がお客さまの年収40%を超過する場合、その超過分を同年度の本サービス年間送金限度額から控除させていただきます。 (例) 年収2,500万円、同年度中に本サービス利用50万円、営業店生活費送金を計1,000万円送金を行った場合 【本サービス年間送金限度額】2,500万円 × 60% = 1,500万円 > 1,200万円 → 1,200万円 【本サービス年間送金限度額残高】1,200万円 - 50万円 - (年収{2,500万円} × 40% - 1,000万円) → 1,150万円												
6. 最低送金金額	5,000円以上（1,000円単位）												
7. 受取国	韓国に限ります。												
8. 送金通貨	日本円、韓国ウォン、米ドルの中からご指定いただけます。												
9. 送金申請にあたっての必要書類	【情報登録時】 ・ マイナンバー登録のための有効期限内の以下①～④いずれかの書類 ① 個人番号カード ② 通知カード ③ 住民票の写し(要マイナンバー記載、発行より6か月以内) ④ 住民票記載事項証明書(要マイナンバー記載、発行より6か月以内) ・ 外国籍のお客さまにおいては、上記に加え、有効期限内の以下いずれかの書類 - 在留カード（在留期限内の送金となります。） - 特別永住者証明書 【年収確認書類提出時】（年度ごとの書類の再提出と送金限度額の更新が必要です。） ・ 直近の年収を確認できる以下①～③いずれかの書類 ① 源泉徴収票 ② 給与支払証明書 ③ 課税証明書												
10. 送金手数料	・ 送金通貨、送金申請金額により、以下の送金手数料がかかります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>送金通貨/申請金額</th> <th>10万円以下</th> <th>100万円未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円建送金</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>ウォン建送金</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>米ドル建送金</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> </tbody> </table> ・ 上記手数料は、ご申請頂いた金額に加えて、別途いただきます。 ※ 受取銀行によっては、上記以外にも送金の経路銀行や受取銀行に支払う手数料が発生する場合がございます。これらの手数料が発生した場合、送金額から差引かれますので予めご了承ください。	送金通貨/申請金額	10万円以下	100万円未満	円建送金	3,000円	4,000円	ウォン建送金	2,000円		米ドル建送金	3,000円	
送金通貨/申請金額	10万円以下	100万円未満											
円建送金	3,000円	4,000円											
ウォン建送金	2,000円												
米ドル建送金	3,000円												

11. 送金申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ SBJ 銀行モバイルアプリ上で必要事項を入力の上、お客様の口座から送金に係る資金を振替により当行が受領することで送金申請が成立します。 ・ 原則、平日午後 2 時までのご申請分につき、当日に受付いたします。 ※ 午後 2 時以降のご申請分については、翌営業日に受付を実施します。 ※ 受取国家韓国が休日の場合や受取金融機関の状況により、受取口座への入金まで数日かかる場合がございます。 ※ 受付を行った場合でも、審査に数日かかることがあります。また、審査の結果、総合的な判断でお取り扱いができない場合がございます。総合的な判断でお取り扱いができない場合、ご送金申請金額をおお客様の支払口座へ入金することで対応いたします。なお、送金手数料は原則返金いたしません。 ※ 送金申請に先立ち、あらかじめ、お客様のマイナンバーや英文情報のご登録、送金限度額の申請をいただき、当行がこれを審査いたします。
12. 送金の取消し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送金申請が行われた送金についての発信前の取り消しは原則行いません。 ・ ただし、所定の事由が発生した場合、予告なく、受付けた送金を取消す可能性がございます。 ・ 送金発信後、送金先情報に不備がある等の理由で送金が到着しない場合においては、別途、当行所定の取消（組戻）手数料をいただいた上で、資金の返金を実施いたします。 ※ お支払いいただいた送金資金等の内、送金手数料は原則として返金いたしません。また、送金資金の返金は、取消日から 5 営業日程度を要する場合がございます。
13. 送金内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送金申請が行われた送金内容についての発信前の変更は行いません。 ・ 送金発信後、送金先情報に不備がある等の理由で送金内容を変更しなければならない場合においては、別途、当行所定の変更依頼手数料をいただいた後、送金内容の変更を実施いたします。
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
15. お問い合わせ先	<p>お問い合わせは、コールセンター(0120-015-017)までお問い合わせください。</p>

【商号・住所】株式会社 SBJ 銀行 東京都港区芝 5-36-7

